

制度の問い合わせ窓口

一般財団法人
四国産業・技術振興センター
(STEP(ステップ))
◇四国健康支援食品普及促進協議会事務局

TEL:087-851-7025 FAX:087-851-7027
〒761-0033 香川県高松市丸の内2-5(ヨンデンビル)
<http://www.tri-step.or.jp>



評価申請窓口

特定非営利活動法人
環瀬戸内自然免疫ネットワーク
(LSIN(エルシン))
◇四国健康支援食品評価会議事務局

TEL:087-813-9201 FAX:087-813-9203
〒761-0301 香川県高松市林町2217-16
FROM香川バイオ研究室
<http://www.lsin.org/shsf/>



四国健康支援食品制度のご案内 (ヘルシー・フォー)



四国健康支援食品 評価会議

平成29年10月

一般財団法人 四国産業・技術振興センター
(四国健康支援食品普及促進協議会事務局)

四国健康支援食品普及促進協議会 会員募集について

四国健康支援食品普及促進協議会では、「四国健康支援食品制度」の適用を積極的に進め、これまで以上に、四国の食産業の振興・発展につとめてまいりたいと考えております。
皆さまにおかれましては、本制度の趣旨をご理解頂きましたうえで、是非とも、本協議会へご入会して頂けますようご案内申し上げます。
入会ご希望の方は、本協議会のホームページに掲載されている協議会規約ならびに会員規程をご了承のうえ、所定の申込書によりお申込みください。(ホームページ: http://www.tri-step.or.jp/shokuhin/shokuhin_index.html)

	特 典	会 費(一口)
正 会 員	1. 四国健康支援食品制度への申請 2. 協議会ニュースの配信 3. 本協議会名で共同出展する展示会等への参加 4. 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内 5. 各種情報提供 など	年3万円
準 会 員	1. 協議会ニュースの配信 2. 本協議会名で共同出展する展示会等への参加 (正会員からの申し込み数が出展募集数に未達となる場合に限り) 3. 各種講演会・セミナー・シンポジウムのご案内 4. 各種情報提供(別途費用が発生するものを除く) など	年5千円

*申請手続きの進め方など本制度の適用を具体的に検討される場合は、支援サービスを受けることのできる正会員での入会をお勧めします。

本リーフレットは、消費者庁が所管する「保健機能食品」(特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品)とは別に、食品の安全性・機能性に関する「科学的根拠の存在」を表示する「四国健康支援食品制度」(平成29年6月27日運用開始)について紹介するものです。



この資料は、競輪の補助金を受けて作成しています。
<http://ringring-keirin.jp>

四国健康支援食品制度とは、食品の安全性・機能性に関し、科学的根拠が存在する食品であることを審査・評価し、商品に表示することのできる四国独自の民間認証制度です。

四国健康支援食品制度の概要

項目	内容
評価機関	四国健康支援食品評価会議(※1)
審査機関	四国健康支援食品審査委員会(※2)
対象食品	四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材等を配合した食品。 (四国内製造には、四国内に本店を置く企業が四国外で委託製造させた場合を含む)
対象素材	単一成分、組成物 (単一の化学物質及び動植物由来の抽出物など複数の化学物質から組成される複合体)
科学的根拠	ヒト介入試験の結果に基づいて作成された査読を受けた論文
表示文言	この食品に含まれる(素材名)については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』(注1)が行われたことを四国健康支援食品評価会議が認めたものです。 (素材名……科学的な研究が行われた素材の具体的な名称を記載)
安全性	ヒト介入試験(注2)に先立って実施される倫理委員会で審査され、査読付き論文になっていること。
申請期間	年2回(5月、10月)
認証の有効期間	認証の日から起算して3年を経過した日の属する月の末日まで(延長更新可能)
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 評価を受けようとする食品が上記「対象食品」であること。 ◇ 評価を受けようとする食品が、安全性ならびに法律的に問題のないことが事業者自らの責任において確認できていること。これには、必要に応じて行う食品表示等に関する行政の所掌部局への事前照会を含む。 ◇ 四国健康支援食品普及促進協議会(※3)の正会員(年会費3万円)であること。

(注1:食品等に含まれる素材について、健康の維持、増進効果の検証のため行ったヒト介入試験の結果に基づき論文が作成された研究をいう。)
(注2:健康食品やサプリメントについて、その有効性や安全性を客観的に示すためのエビデンスを取得するために、ヒトを対象として行う試験をいう。)

[各組織の概要]

※1 四国健康支援食品評価会議	企業・団体・個人から、科学的根拠の存在に関する評価を依頼された食品に関し、科学的根拠の存否について評価を行う組織。大学・医療機関・法律事務所など有識者数名で構成されている。
※2 四国健康支援食品審査委員会	食品の安全性・機能性について、企業・団体・個人から提出された「科学的根拠」などの審査を行う独立組織で、大学教授数名で構成されている。
※3 四国健康支援食品普及促進協議会	「四国健康支援食品制度」の創設を目指し、機能性食品企業などのプレーヤーを結集して、平成25年11月20日の「四国食品健康フォーラム2013」で設立された団体。(平成30年3月2日時点で会員数34)

[商品表示例(イメージ)]



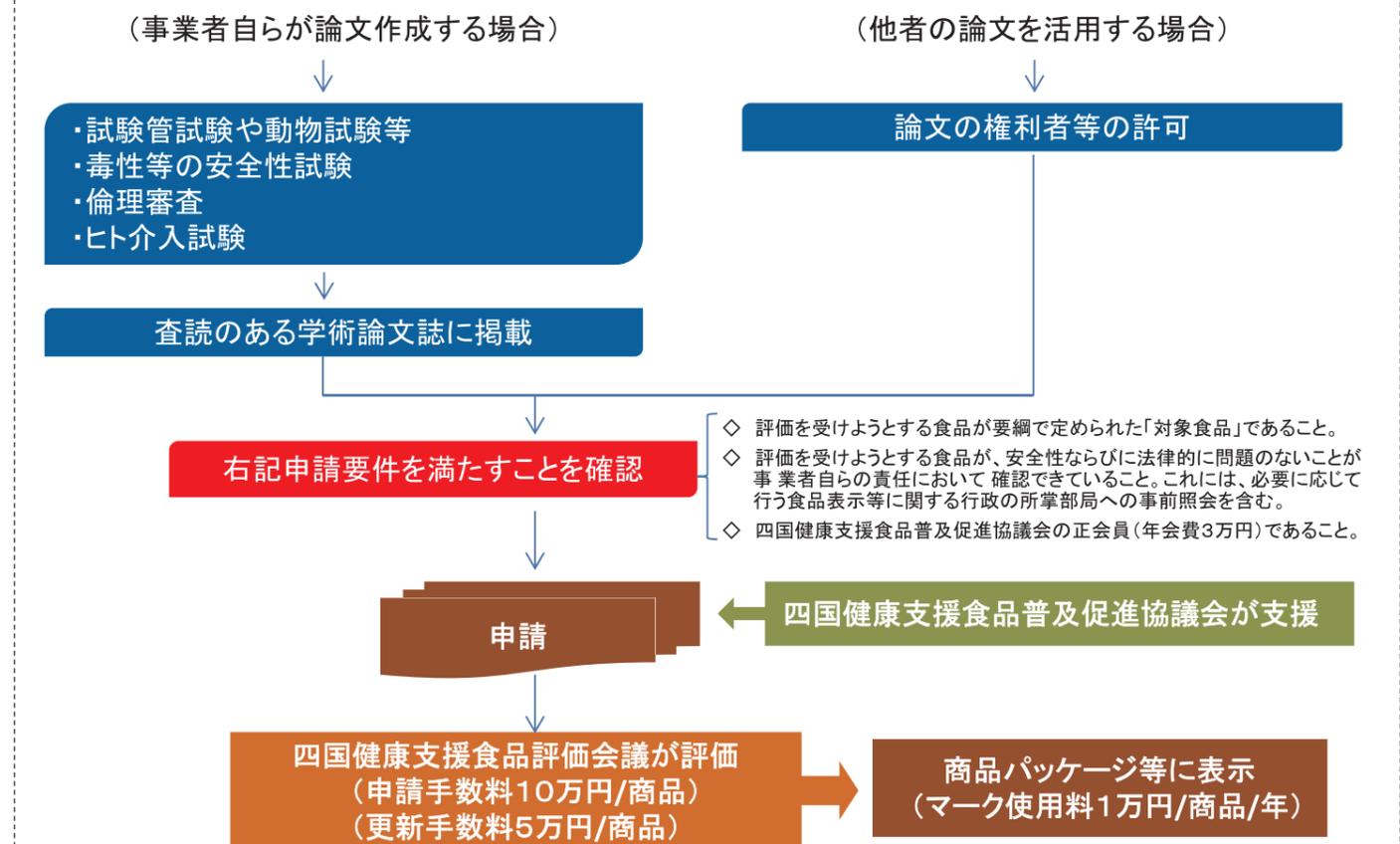
四国健康支援食品制度は、以下の基準で評価されます。

【評価基準】(「四国健康支援食品制度運用要綱 第3条第2」より)

論文の科学的水準	国内外の学術論文誌に掲載された論文であること。(ただし、論文の研究成果について同分野の複数の専門家による検証や評価を行う査読が行われている学術論文誌に限る。)
論文の内容	<ul style="list-style-type: none"> ア 病者を対象とした論文でないこと。 イ 特定の疾患、疾病の治癒又は予防を意図した論文でないこと。 ウ ヒト介入試験が日本国内で行われていること。 エ ヒト介入試験で用いる素材が、対象食品に含まれている素材と同じ由来であり、同等程度含有されていること。 オ 論文の研究対象とされた素材に係る健康の維持、増進効果に関する研究内容が、既知の科学的知見に照らして著しく合理性を欠くものでないこと。 ※(原則1報あれば申請できる。)
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ア ヒト介入試験における公正性のある倫理審査において適切な安全性の確認がなされていること。 イ ヒト介入試験時における成分の摂取方法が対象食品の摂取方法と同様であるとともに、対象食品に含有される成分量がヒト介入試験時の摂取量と同量程度であること。
その他	評価申請において、他者が作成した論文を提出する場合は、作成者等の許可を得ていること。

本制度の適用に当たっては、本制度運用要綱ならびに本制度評価要領に定められた要件等を満たして頂く必要があります。以下はそれらをフローとして取りまとめたものです。本制度の適用を目指される場合は、このフローに則って、必要な手続きを行ってください。

四国健康支援食品制度 申請手続きの進め方



詳細は、LSIN(エルシン)のホームページを参照願います。 <http://www.lsin.org/shsf/>